



2026 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 GENDA
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 片岡 尚
(コード番号：9166 東証グロース市場)
問 合 せ 先 常務取締役 CFO 渡邊 太樹
(TEL 03-6281-4781)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

株式会社 GENDA（本社：東京都港区、代表取締役社長 CEO：片岡 尚、以下「当社」という。）は、2026 年 8 月 27 日開催の当社取締役会（以下、「本取締役会」という。）において、以下の通り、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行（以下、「本新株式発行」という。）を行うことについて、決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株式発行の概要

(1) 払 込 期 日	2026 年 10 月 30 日
(2) 発 行 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 28,348 株
(3) 発 行 価 額	1 株当たり 776 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	21,998,048 円
(5) 発 行 予 定 先 及 び その人数並びに予定株式数	従業員（※）5 名 28,348 株 （※）雇用型執行役員を含む

2. 本新株式発行の目的及び理由

当社は、雇用型執行役員を含む従業員（以下、「割当対象者」という。）に対し、新株式発行（以下、「発行」という。）又は自己株式を処分（以下「処分」という。）の方法により、当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」又は「譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式」という。）を割当てるための報酬を支給する制度（以下、「本制度」という。）を導入することを本取締役会において決議いたしました。本

制度は、割当対象者に対してインセンティブを付与することで、割当対象者の経営への参画意識をより醸成するとともに、中長期的かつ持続的な企業価値向上に向けた主体的な行動を促すことを目的としております。なお、本制度によって割当てられた譲渡制限付株式は、一定の期間、譲渡、担保権の設定その他の処分行為をしてはならないこととしております。

なお、本制度に基づく割当ての方法としては、制度上、発行及び処分のいずれも選択可能としておりますが、当社は、現在保有する自己株式について将来の M&A における対価としての活用を想定していることから、現時点において本制度の対価として自己株式を処分する方法を用いることは想定しておりません。

本制度の概要等については、(1)、(2) の通りです。

(1) 本制度の概要

本制度では、割当対象者は当社が譲渡制限付株式の割当のために支給する金銭債権の全部を現物出資財産として当社へ払込み、当社はその対価として譲渡制限付株式を割当対象者へ割当てます。

本制度に基づく譲渡制限付株式の割当に当たっては、当社と割当対象者との間で概要(2)の割当契約の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「割当契約」という。)を締結するものとし、その内容としては、①割当対象者は、一定期間、割当契約により割当てられた譲渡制限付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分行為をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が譲渡制限付株式を無償で取得すること等が含まれております。

本取締役会において、譲渡制限付株式として割当対象者へ割当てる当社普通株式の総数を 28,348 株、1 株当たりの払込金額を本取締役会開催日の東京証券取引所における前取引日(2026 年 8 月 26 日)の当社普通株式の終値である 776 円とし、特に有利な金額とはならない範囲で本新株式発行を行うことを決定しております。

なお、本新株式発行による希薄化の規模は、2026 年 7 月 31 日現在の発行済株式総数 188,378,582 株に対し 0.02% (小数点以下第 3 位を四捨五入) と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えております。

また、本制度に基づき当社が譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式は、希望する割当対象者に対してのみ割当てるものとしております。

(2) 割当契約の内容

① 譲渡制限の内容

割当対象者は、2026 年 10 月 30 日から 2029 年 8 月 27 日までの間(以下、「本譲渡制限期間」という。)、割当契約により割当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分行為をしてはならない(以下、「譲渡制限」と

いう。)

② 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中継続して当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、従業員の地位（以下、「当社における地位」という。）のいずれかにあったことを条件として、本割当株式の全部について本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、本譲渡制限期間が満了する前に、取締役会が正当と認める理由により割当対象者が当社における地位のいずれをも喪失（死亡による地位喪失を含む。）した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

③ 本割当株式の無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において②の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、本譲渡制限期間が満了する前に、取締役会が正当と認める理由によらずして、割当対象者が当社における地位のいずれをも喪失した場合、その他一定の事由が生じた場合には、当該事由発生時から速やかに本割当株式の全てにつき当社が無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

①の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が株主総会（但し、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。なおその結果、解除されていない本割当株式は、当社が無償で取得するものとする。

⑤ 本割当株式の管理

割当対象者は、株式会社ＳＢＩ証券に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものとする。

３．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年8月26日（本取締役会開催日の東京証券取引所における前取引日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である776円としております。これは、本取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に規定する独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上